

## 群馬県理学療法士学会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」という。）定款第33条及び第34条に基づき、群馬県理学療法士学会（以下、「本学会」という。）の組織及び運営に関する基本的事項を定め、もって理学療法に関する学術・技術の研究及び振興を円滑に行うことを目的とする。

### (所管)

第2条 本学会は、本会事務局の所管とし、学会部を担当する事務局理事がこれを掌理する。

### (事業)

第3条 本学会は、第1条の目的を達成するため、群馬県理学療法士学会（以下、「学会」という。）を開催する。

### (役員)

第4条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 学会長 1名
- (2) 準備委員長 1名
- (3) 準備委員 5名程度

### (役員を選任)

第5条 学会長は、本会理事会において選任し、本会会長が委嘱する。

2 準備委員長は学会長が推薦し、本会会長が委嘱する。

3 準備委員は学会長の任命により配置し、本会会長に報告する。

### (役員任期)

第6条 本学会役員任期は、選任後、その担当する学会に関する事業が全て終了するまでとする。

### (役員職務)

第7条 本学会役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 学会長は、本学会を代表し、会務を総理する。
- (2) 準備委員長は、学会長の命を受け、学会の準備及び運営に関する業務を掌理する。
- (3) 準備委員は、準備委員長の指示を受け、学会の準備及び運営に関する業務を行う。

### (開催)

第8条 学会は、原則として年1回開催する。

(準備委員会)

第9条 学会の企画、準備及び運営を円滑に行うため、全役員をもって準備委員会を組織する。

2 準備委員会の運営に関して必要な事項は、準備委員会で別に定める。

(演題発表)

第10条 学会で演題を発表できる者は、原則として本会の正会員とする。ただし、群馬県内の理学療法士養成校に在籍し本会会員指導下の学生、その他学会長が認める者も発表することができる。

2 演題の共同演者については、医師、看護師、作業療法士、言語聴覚士、その他の関連職種を含めることができる。

3 演題の応募及び採択に関する手続きは、学会ごとに準備委員会が別に定める募集要項によるものとする。

(参加者及び参加費)

第11条 学会に参加できる者は、本会会員のほか、学会長が特に認めた者とする。

第12条 学会の参加者は、別に定める参加費を納入しなければならない。2 参加費の額は、本会理事会の承認を得て、学会長が定める。

(経費)

第13条 本学会の運営に要する経費は、本会からの拠出金、学会の参加費、協賛金及びその他の収入をもって充てる。なお、本会からの拠出金の額は、理事会が毎年度の予算において別に定める。

(予算及び決算)

第14条 準備委員長は、学会の収支予算案を作成し、学会部を担当する学術局理事を経て、本会理事会の承認を得なければならない。

2 準備委員長は、学会の終了後、速やかに収支決算報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、本会理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、本学会の運営に関し必要な事項は、本会理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、本会定款第34条の規定に基づき、本会理事会の決議による。

附則

1. この規程は、令和7年9月29日より施行する。

## 学会長の選任に関する細則

### 1. 学会長の資格

学会長は、群馬県理学療法士学会（以下「本会」という。）の正会員であり、10年以上の在会歴を有する者とする。また、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 日本理学療法士協会認定理学療法士である者
- 2) 日本理学療法士協会専門理学療法士である者
- 3) 群馬県理学療法士協会の役員歴（理事、部長、部員）が5年以上である者
- 4) 過去に群馬県理学療法士学会の準備委員長を務めた者
- 5) 前各号に相当する業績を有する者

### 2. 学会長候補者の選任

学会長候補者は、理事会の推薦により選出する。

本会会長は、理事会の決議を経て、学会長を委嘱する。

## 附則

1. この細則は、令和8年5月11日より施行する。